

八戸市農業委員会 7 月総会議事録

日時：令和5年7月10日（月）午後3時00分

場所：八戸市庁別館2階 会議室B・C

出席委員

農業委員 18 名中 18 名

1 番 加藤 浩幸 出	2 番 木村 武美 出	3 番 澤向 敏一 出	4 番 三浦 豊 出
5 番 馬場 豊 出	6 番 阿達 福壽 出	7 番 内沢 豊 出	8 番 籠田 悦子 出
9 番 長根 昭男 出	10 番 赤坂 英夫 出	11 番 狛守 文宏 出	12 番 松橋 剛志 出
13 番 中村 正記 出	14 番 西野 茂雄 出	15 番 明戸 政勝 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 谷地 秀典 出	18 番 （欠員）	19 番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 21 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 欠
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橘 由正 出	14 番 梅津 孝敏 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 大倉 喜八郎 出	18 番 金谷 由松 出	19 番 坂 文雄 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）中里 紀文、 農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主事 若佐谷 龍太、主事 宮本 朋佳
農業経営振興センター所長 久保 昌広

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	事務局の松橋から御報告いたします。 本日は、田名部推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
松橋事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。
会長職務代理者	三年間、一緒に共にこの八戸市農業委員会憲章をみんなと唱和してまいりました。いよいよ、今日が最後の憲章となりますので、三年間の思いを込めて唱和の方をよろしくお願いいたします。
	【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は、お暑い中御出席頂きましてありがとうございます。今月家族経営協定が二組締結されましたので、御報告させていただきます。また、今日は今任期最後の総会になりました。皆様の御協力を頂きまして、今日の日を迎えられたと心より感謝申し上げます。それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議頂きますよう宜しくお願いいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、1 番 加藤 浩幸 委員、2 番 木村 武美 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 29 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につ

会長

いてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

上野委員

上野から報告いたします。去る 6 月 27 日、澤向農業委員と市庁本館 4 階会議室 B において、番号 15 番と番号 16 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

3 条 15 番、16 番

いずれの案件も、貸人の住所、氏名、年齢、及び借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

番号 15 番と番号 16 番の案件は、借人が同一のため、一括して報告いたします。調査には、借人はいずれも本人が、貸人は、番号 15 番は本人が、番号 16 番は代

理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも使用貸借です。申請理由は、借人はいずれも新規就農のため、貸人はいずれも借人の要望のためです。申請地の貸付けはいずれもありません。申請地における借人の作付計画は、番号 15 番はミニトマト、ほうれん草、番号 16 番は大豆です。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はいずれもありません。申請地周囲の状況ですが、いずれも、通作距離は約 0.2 km、耕作道あり、借人の耕作地なし、農地集団化あり、休耕地・山林地ありです。宅地化は、番号 15 番はなし、番号 16 番はあります。農業経験は 1 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、耕運機を所有しており、新たにパイプハウス 5 棟、灌水設備 1 台、ハンマーナイフモア 1 台を導入予定とのことです。

調査の結果、いずれの案件も、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

齋藤委員

齋藤から報告いたします。去る 6 月 27 日、澤向農業委員と市庁本館 4 階会議室 B において、番号 17 番を調査してまいりました。

3 条 17 番

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ブルーベリーです。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 23 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は 10 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 1 人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、小型耕運機 1 台を所有しており、トラクター 1 台を義弟から、草刈り機、軽トラック各 1 台を親から借用するとのことです。新たに乗

用耕運機、草刈り機 1 台を購入予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上明戸委員

上明戸から報告いたします。去る 6 月 27 日、村上農業委員と市庁本館 4 階会議室 B において、番号 18 番と番号 19 番を調査してまいりました。資料の 2 ページをお開き願います。

3 条 18 番、19 番

いずれの案件も、貸人の住所、氏名、年齢、及び借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

番号 18 番と番号 19 番の案件は、借人が同一のため、一括して報告いたします。調査には、借人はいずれも本人が、貸人は代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも使用貸借です。申請理由は、借人はいずれも新規就農のため、貸人はいずれも規模縮小のためです。申請地の貸付けはいずれもありません。申請地における借人の作付計画は、いずれも水稻です。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はいずれもありません。申請地周囲の状況ですが、いずれも、通作距離は約 10 k m、耕作道あり、借人の耕作地なし、農地集団化ありです。宅地化は、番号 18 番はなし、番号 19 番は面積 2181 m²の田はあり、面積 748 m²の田はなしです。休耕地・山林地は、番号 18 番はあり、番号 19 番はなしです。農業経験は 1 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況は、田植機を所有しており、トラクター、3 t トラック各 1 台を父親から借用するとのことです。新たにコンバイン、乾燥機各 1 台を導入予定とのことです。

調査の結果、いずれの案件も、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

赤坂（力）委員

赤坂から報告いたします。去る 6 月 28 日、赤坂英夫農業委員と市庁本館 4 階会議室 B において、番号 20 番を調査してまいりました。

貸人の住所、氏名、年齢、及び借人の住所、氏名、年齢、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

この案件は、営農型太陽光発電設備設置のために区分地上権を設定するための申請です。まず、区分地上権とは、トンネルや送電線などの工作物を所有するために、他人の土地の地下や上空を使用する権利のことです。今回の案件の場合、作付けをしている農地の上空部分に営農型太陽光発電設備を設置するために設定する権利となります。今回の申請は、営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なるため、営農型太陽光発電設備の下部の農地の上空部分に区分地上権を設定するための農地法第3条第1項の許可と、営農型太陽光発電設備の支柱部分に対する農地法第5条第1項の一時転用許可を同時許可とするものです。

それでは、調査した内容について報告いたします。調査には、借人は代理人、貸人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、区分地上権を設定するための3年間の賃貸借です。申請理由は、借人は営農型太陽光発電設備設置のため、貸人は借人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地周囲の状況についてですが、耕作道あり、借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

事務局から補足説明させていただきます。番号 20 番についてですが、3条の区分地上権にあたっては、通常3条の許可要件としては受人がきちんと耕作しないといけないというのがありますが、区分地上権についてはございません。区分地上権というのは、例えば地下にトンネル等を作る場合などに設定されるものですが、受人が耕作しなければならないというのはありません。ただ、この営農型太陽光に関しては3年毎の許可更新があるので、営農が著しく良くないということであれば、5条の許可更新ができない、3条は5条と同時許可なので、更新

されなければ3条も許可できないという流れになります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第30号、令和5年度第4号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第30号、令和5年度第4号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借14件、使用貸借12件の計26件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手4名、貸し手26名で、利用権設定面積は、合計175,667㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、大根を作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額600,000円でございます。

番号2番から資料7ページの番号26番までは、農地中間管理機構の業務を請

け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2 年 7 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 43,800 円でございます。

利用集積 3 番

番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 1 か月間使用賃借するものでございます。

利用集積 4 番～26 番

番号 4 番から資料 7 ページの番号 26 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 4 番と資料 4 ページの番号 10 番は、2 年 9 か月間使用賃借、番号 5 番から資料 4 ページの番号 9 番、番号 11 番は賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 5 番から番号 9 番は 10 a 当たり年間 10,000 円、番号 11 番は 10 a 当たり年間 5,000 円でございます。番号 12 番から資料 6 ページの番号 20 番までは、4 年 9 か月間使用賃借、番号 21 番から資料 7 ページの番号 26 番までは賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 21 番が年間総額 20,000 円、番号 22 番から番号 26 番までが 10 a 当たり年間 10,000 円でございます。

公告年月日は、令和 5 年 7 月 14 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用

会長

許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

赤坂委員

赤坂から報告します。去る 6 月 28 日、三浦豊委員と本館 4 階会議室 B において、番号 15 番を調査してまいりました。資料の 9 ページを御覧ください。

5 条 15 番

借人及び貸人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

今回の申請は、議案第 29 号、番号 20 番でも説明がありましたとおり、営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なるため、営農型太陽光発電設備の支柱部分に対する農地法第 5 条第 1 項の一時転用許可と、営農型太陽光発電設備の下部の農地の上空部分に区分地上権を設定するための農地法第 3 条第 1 項の許可を同時許可とするものです。

それでは、調査した内容について報告いたします。

調査には、借人は代理人が、貸人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、3 年間の賃貸借です。転用目的は、F I T（フィット）法による営農型太陽光発電設備設置のための一時転用です。実施計画は、令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の南東側に畦畔を設置し、南側に素掘り側溝を設置します。立地条件は、八戸市豊崎市民サービスセンターから北東側約 850m に位置し、畑、山林に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 1 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外に当たるためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。以上のことから、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相

当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

なお、営農型太陽光発電設備設置に係る農地転用の案件については、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議に対して意見聴取を行うこととなります。

以上で、調査内容に係る報告を終わります。

続きまして、今回の案件に対する所感について報告いたします。

今回の案件は前々から相談がありました。提出書類等に不備が多く、聴取調査までに多くの時間を費やしました。パネル下部で栽培される万次郎かぼちゃは、主に九州地方で作付けされ、地元では作付実績はなく、栽培ができるのかというところなどを心配しました。しかし、賃借人では現在、7 か所で栽培実績があります。近い場所では岩手県洋野町での実績があるそうです。それなりの成果をあげているということでありました。八戸市と洋野町では、気候的にも大差はなく、期待される収量を確保できると判断しました。また、営農者も階上地区で万次郎かぼちゃを普通栽培で試みたいと話していました。当委員会での営農型太陽光発電設備の案件は、これで3 件目となりました。他の2 件につきましては、営農型太陽光発電設備の許可要件に沿って実行されているとは言えない状況であります。このようなことから、当委員会では定期的に現場の経過観察していくことを申し伝えました。申請者からも了解を頂きました。聴取調査前の圃場状況は、草の繁茂は著しく、営農者の営農姿勢に疑問を持ちました。それ故、農業者に事業開始にあたり、まずしっかりした営農姿勢を示すように強く申し入れをしました。6 月 28 日、現地調査当日は、綺麗に是正されており、長靴に草が絡まりつくようなことはありませんでした。以上私の所感を終わります。

以上で報告を終わります。

会長

続きまして、調査に同席した委員からも所感をいただきたいと思います。

まず初めに、三浦豊委員よりお願いいたします。

三浦（豊）委員

6 月 28 日に調査してまいりました。その前に 2 回程ですね、作物についての

勉強等の内容で打ち合わせがありました。書類の不備などがあり、当初の予定から約 2 か月遅れての調査となりました。赤坂委員が心配していたのは、土地がです、傾斜があるということで、現地調査をしたところ、思った以上に傾斜がありまして、斜度 10 度くらい。ですから、作物を栽培するときに雨が降れば流れてしまうのではないかと心配があります。そこで畦畔等の対策をして被害防除に努めるということでした。それから、作業日誌を作成することを申請者に対してお願いしました。以上で報告を終わります。

会長

続きまして、赤坂力雄推進委員よりお願いいたします。

赤坂（力）委員

私は前の職場でですね、種苗会社に勤めていました。その後、農協育成、営農指導を長年やらせてもらったのですが、本当に今回の万次郎かぼちゃはですね、私が見てもすごいなと。1 株から 2.5 kg 平均で約 70 個とれるんだよと。驚きました。普通は、親ヅル 1 本に子ヅル 2 本立てて、それでも 2.5 kg 平均で約 8 個なんです。これは画期的だなと思い、詳しく聞いてみたのですが、万次郎かぼちゃはですね、普通のかぼちゃは両方同じものをつけますが、雌花と雄花が別々になりまして、雄花がひょうたんカボチャというものをつけるそうです。それから雄花をとって、普通は交配能力が一応三つまでで交配するんですが、これは別々ということです、あまりにもですね、本当に、15 粒まくみたいですが、1 粒当たり 2,000 円くらいするそうで、すごい高いですね。普通は畝間を詰めても 3 メートル、株間を広げたとしても 1 メートルで行う、最低でも 100 や 200 植え付けするんですけど、万次郎かぼちゃはたった 15 株しか植えない。でも交配はするそうです。近場では洋野町で実績あるわけですが、おいらせでも行っみたいなんです。平均 288 キロ、2.5 キロのかぼちゃが 70 個できる計算です。すごい硬いので 11 月から 2 月くらいまで、保管できるかぼちゃです。皆さんこれを聞くと凄くびっくりする、これで上手くいけばすごく良いことだなと思います。どうやって売っているのかというと、キロ 250 円で契約して、全体で 30 万円くらいになるかと、八戸中央青果に出すと 10 キロ 500 円です。会社の人も言っていました

が、あまり美味しくないですが、収量はすごく穫れるそうです。かぼちゃやっている人が言っていたが、かぼちゃは蔓が伸びると途中で4節に一つずつ根を張るそうです。基肥は株本に、追肥は4節、8節毎にやってあまり経費をかけないそうです。先ほど三浦豊委員が言った通り凄く傾斜があつて、根を張ったとしても流されるのではないかと、それが一番気掛かりです。

会長

ただいまの説明等に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第32号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に係る意見についてを議題といたします。

会長

本案件につきましては、本日、農業経営振興センターから久保所長が出席されておりますので、説明をいただき、委員の皆様から御意見を伺うものです。

それでは、説明よろしく願いいたします。

久保所長

農業経営振興センターの久保です。本日は説明の時間をいただきましてありがとうございました。

資料につきましては大きく二つの項目を説明いたしますが、基本構想の変更に

至った経緯と主な変更内容についてです。

まず、1の経緯についてです。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その目標の明確化を図り、目標設定の基本となる考え方、地域において育成すべき農業経営の規模、生産方式、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの指標、農用地利用集積の目標を定め、実現のための施策、措置を定めたものでございまして、この基本構想に沿って農業経営改善計画いわゆる認定農業者の認定をしたり、農地利用集積計画・農地の貸借の策定等を行っているものでございます。

今回、農業経営基盤強化促進法の一部が改正されこれは令和5年4月1日に施行されておりますが、この改正に伴い、市町村が基本構想に定める事項が改正されたことから、追加された事項、主には農業を担う者の確保及び育成に関する事項や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項、地域計画に関する事項について記載するものでございます。

下の※印にありますように、現在の基本構想に示している目標年度、令和12年度としておりますが、この目標年度や担い手の経営目標や新規就農者数といった目標値、農地集積面積等の変更はございません。

次に2の主な変更内容でございますが、表の左側の項目は第1から第6のその他までで構成されており、右欄には変更内容を記載しております。

第1については、法改正に伴う文言修正でございます。

第2及び第2の2については先ほど変更なしと言いました目標年度や担い手の経営目標といったものを記載しているもので、変更はございません。

第3は新設された項目でございます。

確保育成に向けた考え方や市の取組内容を記載したもので農業に関わる全ての人材に支援していくことや、関係機関との役割分担について新たに記載したものです。

第4、第5はこれまでもあった項目で、新たに令和6年度末にかけて策定する地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら農用地の集約化を進めるこ

とを追記しているものでございます。

第6については、これまで記載があった事業についても法改正に設けられた経過措置により実施できることとする旨を追記しております。

なお、今後は7月下旬に開催予定の総合農政審議会で意見を伺い、8月には県との協議を進めていく予定としております。

説明は以上でございます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案について、八戸市長に意見なしと回答することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案については、意見のない旨、八戸市長に回答いたします。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第27号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

宮本主事

事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、相続等届出の6月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

相続等 65 番～83 番

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料 11 ページの番号 65 番から資料 17 ページの番号 83 番までの計 19 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 11 ページの番号 65 番が有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 7

会長

次に、日程第 7、報告第 28 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 8、報告第 29 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条及び 5 条農地転用届出の 7 月分でございます。

はじめに、4 条届出につきまして御報告いたします。資料の 19 ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4 条 7 番

番号 7 番、転用目的は資材置場でございます。

4 条 8 番

番号 8 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

4 条 9 番

番号 9 番、転用目的は貸駐車場でございます。

	次ページをお開き願います。
4条 10 番、11 番	番号 10 番、番号 11 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 続きまして、5 条届出につきまして御報告いたします。資料の 21 ページを御覧願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5 条 37 番～39 番	番号 37 番、番号 38 番、番号 39 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5 条 40 番～42 番	番号 40 番、番号 41 番、番号 42 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5 条 43 番、44 番	番号 43 番、番号 44 番、転用目的は建売住宅 3 棟建築でございます。
5 条 45 番	番号 45 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5 条 46 番～48 番	番号 46 番、番号 47 番、番号 48 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5 条 49 番	番号 49 番、転用目的は敷地拡張でございます。
5 条 50 番、51 番	番号 50 番、番号 51 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。 以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。 (その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後4時30分)